

保 医 発 1105 第 9 号
平成 26 年 11 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成26年10月22日に提出すべき平成26年7月から9月分のデータの提出に遅延等が認められたため、平成26年12月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遗漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

保険医療機関名	適用期間
北海道士別市東11条5丁目3029番地1 士別市立病院	
北海道名寄市西7条南8丁目1 名寄市立総合病院	
北海道苫小牧市清水町1丁目5番20号 苫小牧市立病院	平成26年12月1日から 平成26年12月31日まで
岩手県奥州市水沢区東大通り1丁目5-30 医療法人清和会奥州病院	
群馬県前橋市大友町3丁目26番地の8 公益財団法人老年病研究所附属病院	
東京都新宿区百人町1丁目24番5号 医療法人社団広恵会春山外科病院	



保険医療機関名	適用期間
東京都世田谷区瀬田 4-8-1 公益財団法人日産厚生会玉川病院	
東京都杉並区天沼 3丁目17-3 医療法人財団アドベンチスト会東京衛生病院	
東京都千代田区富士見 2-14-23 東京通信病院	
長野県飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院	
大阪府守口市八雲東町 2丁目47番12号 医療法人彩樹守口敬任会病院	
兵庫県芦屋市大原町 5-20 芦屋セントマリア病院	平成26年12月 1日から
岡山県新見市高尾 793-6 医療法人淳和会長谷川紀念病院	平成26年12月 31日まで
広島県広島市佐伯区倉重 1丁目95番地 医療法人社団清風会五日市記念病院	
広島県安芸郡坂町北新地 2丁目 3-10 済生会広島病院	
福岡県福岡市博多区千代 5-18-1 千鳥橋病院	
福岡県八女市吉田 2番地 1 柳病院	
長崎県長崎市宝町 6 番12号 社会医療法人春回会井上病院	